

令和 7 年 12 月 定例会  
厚生文教委員会審査報告書（概要）

厚生文教委員会に付託されました諸案件について、去る 11 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 98 号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査しました。

乳児等通園支援事業は、どのような子どもが利用対象となるのか、との質疑があり、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳児または幼児であって、保育所や認定こども園等に入所していない子どもが利用対象となります、との答弁がありました。

一時預かり事業や児童発達支援事業を利用している子どもも乳児等通園支援事業を利用できるのか、との質疑があり、年齢が 0 歳 6 か月から満 3 歳未満で、保育所等に入所していない子どもであれば、一時預かり事業や児童発達支援事業と併用して利用することができます、との答弁がありました。

国が示す設備及び運営に関する基準と江南市が制定する条例とは、内容に違いはあるのか、との質疑があり、面積規定において、乳児室の 1 人当たりの面積 1.65 平方メートルのところを 3.3 平方メートルに引き上げする点が異なりますが、基本的には国の基準に従っています、との答弁がありました。

第 7 条の事業者が策定する安全計画について、市が確認するのか、との質疑があり、策定時に市が確認することはないが、監査の際に内容について確認を行います、との答弁がありました。

第 10 条に、事業者は職員に対し、研修の機会を確保しなければならないとあるが、研修の種類や頻度、また研修に対する市の支援はあるのか、との質疑があり、研修の種類は乳児等通園支援事業に限定したものだけでなく、保育の質を高めるために必要な研修を想定しており、事業者に対して、これらの研修機会の確保に努めることを求めるものです。実施回数などの定めはなく、市の支援としての補助金等は予定してい

ませんが、園長会議などを通して、研修案内などの情報提供を行っていきます、との答弁がありました。

第 15 条に、食事の提供を行う場合の規定があるが、食事の提供の有無は事業者が決めることができるのか、また、施設を利用する前に提供状況を知ることはできるのか、との質疑があり、食事の提供の有無については、事業者が決定します。施設利用に際して、重要事項説明書等の内容を利用者に説明することになっているため、利用前に食事の提供の有無を確認することができます、との答弁がありました。

第 16 条の乳児等通園支援事業所内部の規程において、事業運営の重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ項目に、「提供を行う日及び時間並びに行わない日」とあるが、提供を行う曜日や預かり時間等は事業所で決められるのか、との質疑があり、提供日数や時間等については、どのような受け入れができるのかを事業所と市が相談・検討し、決定します、との答弁がありました。

第 19 条の苦情への対応について、事業所が受けた苦情に対して市はどうに対応するのか、との質疑があり、基本的には事業所が苦情解決に当たりますが、市は指導・監督する立場にあるので、監査を実施する際、苦情の内容や対応を確認し、必要に応じて指導を行っていきます、との答弁がありました。

第 20 条の乳児等通園支援事業の区分には一般型と余裕活用型の二つの事業方式があるが、市が事業方式を決定するのか、との質疑があり、事業方式を選択するのは事業者です、との答弁がありました。

保育士の人手不足による事故リスクへの対応についてはどのように考えているのか、との質疑があり、事業者は、利用定員を定めた上で必要な職員を配置して事業を実施するため、配置できる職員の数に合わせた受け入れ児童数で事業を行っていきます、との答弁がありました。

複数の事業所を転々とするなど、不安定な利用にならないか、との質疑があり、利用に際しては、事前面談において特定の利用日を決めておくなど、事業所と相談して安定した利用ができるよう促しています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 99 号 江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について審査しました。

保護者からの利用申請があった際、市は審査を行うこととなるが、どのような内容を審査するのか、との質疑があり、利用したい子どもの対象年齢が制度に合致していることや保育所等に入所していないことなどの審査を行います、との答弁がありました。

ひとり親家庭や家庭環境に課題がある家庭等の配慮が必要な子どもについて、優先的に利用することはできるのか、との質疑があり、第 6 条に、事業者は市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力をしなければならないことを規定しており、配慮が必要な家庭の子どもの利用に際して、市が事業者に依頼するなどの利用の要請に対して、協力を求めるものです、との答弁がありました。

第 3 条の利用定員に関する基準において、利用定員を定めることを規定しているが、余裕活用型においては、1 時間当たりの利用定員の設定が困難ではないか、との質疑があり、乳児等通園支援事業を行う保育施設において、事前に空き定員が分かるため、乳児等通園支援事業の利用定員については、月によって変動はするものの把握は可能です、との答弁がありました。

第 4 条に、面談を行わなければならないとあるが、利用前の事前面談において、どのようなことを確認するのか、との質疑があり、面談では、アレルギーや疾病状況の確認、保育に当たり支援や配慮の必要性などを確認することが想定されます、との答弁がありました。

第 12 条には、上乗せ徴収と実費徴収の規定があるが、事業の利用に伴い、事業者が保護者から徴収する利用料について規定がないと思うが、利用料の徴収は可能なのか、との質疑があり、乳児等通園支援事業に関する公定価格や利用料についてはまだ国から示されておらず、12 月末頃に示される予定となっています、との答弁がありました。

今後のスケジュールや市民への周知はどのようになるのか、との質疑があり、条例の議決後、事業者から申請があった場合には、事業所ごとの利用定員の設定等について、子ども・子育て支援法の規定に基づき「江南市子ども・子育て会議」で意見の聴取を行い、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う事業所として市が確認します。市民への周知

については、今年度末頃にホームページやメール等で内容を示すとともに、なるべく早期に広報こうなんに掲載して周知を図っていきます、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 102 号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について審査しました。

別表第 1 の 7 の 2 の項「時間外保育の費用」と、7 の 3 の項「食事の提供に要する費用」の助成に関する事務については、以前から行っていたと思うが、なぜ、今回新たに加えることとなったのか、との質疑があり、どちらの事務も、これまで地域子ども・子育て支援事業に含めて整理をしていましたが、今回の条例改正に合わせて、個々の事務を市の独自事務として整理するものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 107 号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第 108 号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、それぞれ審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 109 号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査しました。

学童の支援員が不足する状況の中で、一定のサービスを維持するためにどんな工夫をしているのか、との質疑があり、障害を持った子が増えている中、今勤務している支援員が対応に困ることがないように研修を実施しています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 111 号 江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更について審査しました。

令和 6 年度の指定管理料が 5 年度と比較して大きく減少したのはなぜか、との質疑があり、施設が旧保健センターに移転し、施設規模が縮小したことによるものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 112 号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 113 号 損害賠償の額を定めることについて審査しました。

市は、損害賠償について契約の相手方と交渉を行ったのか、また、他市町村でも損害賠償金の支払いが発生しているのか、との質疑があり、今回の損害賠償は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う賃貸借契約の解約により発生したもので、解約金には全額、デジタル基盤改革支援補助金が充てられるものです。また、同様のシステムを使用している犬山市においても、江南市と同じ対応を取っています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 114 号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、ふくし部地域ふくし課と介護保険課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、ふくし支援課について審査しました。

生活保護事業について、生活等扶助費の増額理由である、特例加算が増額された経緯と内容はどのようなものか、との質疑があり、令和 5 年度から臨時的・特例的な対応をしてきましたが、一定期間経過し、その間の社会経済情勢等を総合的に勘案して、7 年度から 8 年度も臨時的・特例的な措置を実施するものです。予算の内容としては、令和 7 年 4 月から 9 月までは、受給者 1 人当たり月額 1,000 円、10 月から 8 年 3 月までは、受給者 1 人当たり月額 1,500 円を加算するものです、との答

弁がありました。

次に、保険年金課と教育部生涯学習課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、教育課について審査しました。

就学指導事業について、医療的ケア派遣手数料の看護師派遣に要する事業費に補助制度はあるのか、との質疑があり、事業費の3分の1について国庫補助金が措置されます、との答弁がありました。

次に、学校給食課、スポーツ推進課及び健康こども部こども未来課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、子育て支援課について審査しました。

放課後児童支援員補助人材確保事業について、人材派遣の方は新年度の何月から勤務開始となるのか、との質疑があり、通年派遣は4月1日から、夏休み限定派遣は夏休みからの勤務となります、との答弁がありました。

人材派遣から市の直接雇用に変わった方はいるのか、との質疑があり、直接声をかけることはありませんが、支援員を募集していることは周知しており、市の直接雇用となつた方もいます、との答弁がありました。

人材派遣の契約先は毎年同じなのか、との質疑があり、毎年入札を行つており、結果として同じ業者と契約しています、との答弁がありました。

同じ業者と契約となつた場合は同じ方が派遣されるのか、との質疑があり、人材派遣会社も同じ方に声をかけることが多いようです。同じ方に来ていただいたほうが助かるので、市からも要望しています、との答弁がありました。

次に、健康づくり課について審査しました。

こども家庭センター（母子保健）運営事業について、産後ケア事業委託料の積算根拠と利用が増加している理由は何か、との質疑があり、予算の積算根拠は、令和7年9月から10月にかけて宿泊型の利用が著しく増加したため、宿泊型1日2万6,500円の委託料を101日分計上したものです。また、宿泊型の利用が増加している理由は、令和7年8月からのWEB申請の開始、SNSでの情報の広がり及び利用料の減免

により安価で利用できることが考えられます、との答弁がありました。  
挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 115 号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について審査しました。

介護サービス等費給付・支給事業と、介護予防サービス等費給付・支給事業で、同額の増減となっているのはなぜか、との質疑があり、当初の見込みより介護予防サービスの利用が増加しているため、現在の介護サービスの給付状況を踏まえ、介護サービス等費給付・支給事業を減額し、介護予防サービス等費給付・支給事業を増額するものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。